

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電気通信事業法の一部を改正する法律

規制の名称：媒介等の業務を行う者に対する届出義務の導入

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 総合通信基盤局 事業政策課

評価実施時期：平成31年 3月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

電気通信役務の内容、提供条件等は競争の進展、技術の進歩等により多様化・複雑化が進んでいるところ、電気通信役務の提供に関する契約の締結事務は電気通信事業者が自ら行うのではなく媒介等業務受託者（※1）（いわゆる販売代理店）を通じて行うことが一般的となっていることから、利用者の利益の保護に当たって媒介等業務受託者の適正な業務の確保の重要性は電気通信事業者と同等程度に増大している。（※2）

※1 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

※2 2017年度に総務省及びPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に寄せられた苦情相談に基づく総務省の分析によれば、苦情相談の要因となった販路等としては、携帯電話（MNO）についてはキャリアショップや量販店等の「店舗販売」（46.3%：「不明」を除いた場合は83.3%）が、FTTHサービスについては「電話勧誘」（56.3%：「不明」を除いた場合は72.0%）という販売形態が、それぞれ高い比率となっており、販売代理店に起因した苦情相談が多く生じている。

他方、媒介等業務受託者を総務大臣が直接に把握する手段がなく、これは総務大臣による適切な監督に支障を生じさせるため、規制を実施しない場合には将来にわたって利用者の利益が十分に保護されない可能性がある。

以上のような状況をベースラインとする。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

**【課題及びその発生原因】**

- ・ ①のとおり、媒介等業務受託者の適正な業務運営の重要性が増大している中で、その監督を行う総務大臣が当該媒介等業務受託者を把握するに当たって、現在は一部の電気通信事業者(携帯電話サービス、FTTH サービス等を提供する者のうち契約者数1万以上の者)からの間接的な手段により把握しているところ、媒介等業務受託者の業務運営に問題があった場合に、総務大臣が迅速かつ正確に必要な措置を講ずることができないこと、及び媒介等業務受託者がその媒介等の業務を他の媒介等業務受託者に再委託を行うことで、複数段階にわたる委託が常態化しており、委託元である電気通信事業者においても末端まで含めた媒介等業務受託者を全て把握するのが困難となっていることが課題であり、現行法において媒介等業務受託者を総務大臣が直接、正確・網羅的・迅速に把握するための制度が設けられていないことがその発生原因である。

**【規制の内容及び「規制」手段を選択した理由】**

- ・ 媒介等業務受託者を総務大臣が直接、正確・網羅的・迅速に把握するには、媒介等業務受託者に対する事前届出義務の導入が必要であるため「規制」手段を選択した。

## 2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

**(遵守費用について)**

- ・ 本届出制度には欠格事由がなく、届出書類の形式要件を満たせば足りることから、届出に関して媒介等業務受託者に発生する事務作業は限定的であり、したがって、本件規制の導入による遵守費用は限定的である。

**(行政費用について)**

- ・ 本届出制度には欠格事由がなく、届出書類の形式要件を確認すれば足りることから、届出の受理についての行政の事務作業は限定的であり、したがって本件規制の導入による行政費用は

限定的である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和するものではないため、該当せず)

### ◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。  
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

## 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

媒介等の業務を行う者に対する事前届出義務が導入された場合には、総務大臣が媒介等業務受託者を正確・網羅的・迅速に把握し、その業務運営に問題があった場合に行政指導、業務改善命令等の必要な措置を講ずることが可能となり、各媒介等業務受託者の業務の適正化を通じて、電気通信役務の利用者が自らのニーズに適合したサービスを適切に選択し、安心して電気通信役務の提供を受けられる環境が確保されることが期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

(金銭価値化が可能でないため、該当せず)

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(規制緩和するものではないため、該当せず)

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

媒介等の業務を行う者に対する事前届出義務の導入により総務大臣と媒介等業務受託者との間の直接的な関係構築やその関係を通じた利用者保護に関する規制についての情報提供や普及啓発が可能となり、こうした取組を通じて媒介等業務受託者の業務の適正化が進むことが期待される。

#### 5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析

### ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記のとおり、本件規制の導入により、遵守費用及び行政費用として一定の費用が発生するものの、その規模は限定的と見込まれる。

他方、本件規制が導入された場合には、媒介等業務受託者の媒介等の業務が適切に行われることをもって、利用者の利益が確保されることが期待される。

以上から、本件規制により得られる便益に比して、発生する費用は限定的であることから、本件規制の導入は妥当と考えられる。

## 6 代替案との比較

### ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

媒介等業務受託者に関する事項についての届出義務を媒介等業務受託者に委託を行う電気通信事業者に対して課すことも考えられるが、複数段階の委託が行われることが多い媒介等業務受託者の届出事項の状況を常に末端まで含めて委託元の電気通信事業者が把握するための事務的経費が生じるとともに、その状況に変動が生じる度に、電気通信事業者に変更届出に係る事務的経費が発生することとなることから、それらが発生しない採用案が妥当である。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「規制改革推進に関する第4次答申」（平成30年11月19日 規制改革推進会議）において、媒介等業務受託者に対する適切な規制の速やかな整備が必要である旨が示され、また「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」（平成31年1月17日 モバイル市場の競争環境に関する研究会、ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG）（※）において、媒介等業務受託者について行政が直接把握するための必要最小限の制度として届出制の導入が必要である旨が示されたことを踏まえ、今回の改正を行うものである。

※ 利害関係者を含み、広く一般からの意見募集（平成30年11月28日から同年12月18日まで）を行った結果を踏まえ、取りまとめられたもの。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後 3 年を経過した場合において、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

各媒介等業務受託者の業務が適切に運営されているかを評価するため、総務省及び P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）に寄せられている苦情・相談等の状況を確認する。